

抑圧的な税務行政許せない

第3回保団連代議員会 協会から発言

6月25日、2022〜23年度第3回保団連代議員会が開かれ、協会から保団連理事の小澤力理理事長、玉川尚美理事、また代議員の平尾清司、矢部あづさ、富本昌之各副理事長と事務局が出席した。

協会から4本の発言通告

本代議員会は、昨年1月に開かれた第50回定期大会以降の活動方針及び実施計画の到達点を踏まえて、来年1月の次期大会まで半年間の課題・方針を明確にすることなどを目的に開催された。全国の協会・医会から120の発言通告と38のフロア発言が寄せられ、活発に議論された。



富本氏「大阪歯科協会からは、①「オンライン請求義務化方針は、問題点を国民や世論に広げて撤回させよう」、②「保険でより良い歯科医療の実現を求める請願署名」の取り組みについて、③「平和への思いを九条の

※問題点の詳細は5月25日付大阪歯科保険医新聞4面経税部日より「税務相談停止命令を読み解く」(足田英司税理士)を参照されたい。

物価高騰 支援金対象に 歯科技工所も

討議の中で矢部あづさ副理事長は、物価高騰への対応として国が決めた第2弾の支援金について大阪府が3万円を決定したことを紹介し、金額は小さく今後も運動が必要だとしながら、対象に今回大阪では初めて歯科技工所も加えることになったことを評価している。報告した。命の咎となる生活保護費が、不当に引き下げられていることは社会保障全体の引き下げにも影響する重大な問題



発言する矢部氏

大幅引き上げ なければ 医療崩壊

討議を受け、保団連の住江憲男会長はまよめの発言として来春の診療報酬トリプル改定に触れ、自民党の社会保障調査会でさえ、大幅な引き上げができなければ医療崩壊が起ると指摘している。この裁判への支援は、愛知や埼玉の各協会からも同様の発言があった。そのほか、福島第2原発の放射能汚染水の処理の問題やPFASの問題について発言した。大阪では摂津市の水質汚染問題が発覚しているが、沖繩、神奈川県など米軍基地があるところでも問題が起っている。米軍や企業の責任を追及していく必要を呼びかけた。

第3回保団連代議員会 口頭発言 全文

岸田政権は3月、税理士でない者が税務相談を行った場合、財務大臣が相談の停止を命令できる「税務相談停止命令制度」を盛り込んだ改定税理士法を成立させた。

同制度は命令を出すかどうかの質問検査権を国税庁・税務署に与え、命令に従わなかった場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すものになっている。規制対象が極めて曖昧なため、業者団体や個人の税務相談まで取り締まりの対象になりかねない深刻な問題をほらんでいる。全国保険協会・医会では、日常的に会員からの税務に関する問い合わせに際し、確定申告の際にはセミナーや相談会を開くなど、納税者による自主的な申告納付を積極的に支援している。税金について相談し、教え合うことを財務大臣が厳罰で「停止」させることは、自主申告制度を

税務相談停止命令制度への反対運動の推進を

今後、権限が拡大適用されることになれば、軍拡増税やインボイス制度、消費税増税など税制に反対したり、意見したりする団体の活動を抑圧する恐れもある。憲法が保障する言論、集会・結社、表現の自由の侵害につながる重大な問題である。

大阪府保険医協同組合 M&D保険医ネットワーク LINE 友だち募集中!

第211回通常国会での重要法案への各政党の態度

政党名/法案(略称)	マイナンバー法等改正案 保険証廃止	軍拡財源確保案 軍事費増額	健康保険法 75歳以上の医療保険料等引き上げなど
自民党	○	○	○
立憲民主・社民	×	×	×
公明党	○	○	○
日本維新の会	○	×	×
国民民主党	○	×	○
共産党	×	×	×
れいわ	×	×	×

オンライン時代の落とし穴ー「ネット求人広告」のトラブルが再び増加傾向にー 契約内容を十分確認した上で申し込みをー

弁護士 西 晃

ネット求人広告無料掲載を巡るトラブルが再び増えています

最近、求人広告を掲載紙・業界紙などに出している歯科医院に電話等で、「無料求人広告を出しますよ」と声をかけてきて、当初は無料だったはずが、いつの間にか有料に移行し、金員を請求されて困っているとのトラブルがある、「3週間無料」の点だけが強調されていること、勧誘時には「無料掲載します」という「無料」の点だけが強調されていること、広告掲載依頼書に記載のある、「3週間無料」の点だけが強調されていること、勧誘時には「無料掲載します」という「無料」の点だけが強調されていること、広告掲載依頼書に記載のある、「3週間無料」の点だけが強調されていること、

事前の確認を十分に。不安を感じたら協会・弁護士にご相談を

このようなトラブルに共通していること、それは「契約内容を十分に理解・確認しないまま、安易に申込みをしてしまっている」この点に尽きます。

では無料掲載、その後(文書による解約なき限り)当然に有料掲載に移行する」とされていくことを知らせないという方法がとられることが多いようです。そして3週間経過した後、突然業者から高額(20〜30万くらいが多い)の掲載料金が請求されるといふものです。

ネット求人広告トラブル事例においても、各医院の方では、早急に十分納得できないまま契約した経緯を述べ、有効性に関し疑義のある旨を書面で伝えられた結果、解決をみた事例も多いです。ただ全ての事案がそうとは限りません。訴訟等に発展する可能性も否定できません(その場合には必ず弁護士にご相談ください)。やはり一番大事なこととは、事前に十分契約内容を確認し、理解した上で契約することだと思えます。

法律相談

日時: 原則、毎月第一月曜日 午後2時~午後4時

相談員: 西 晃 弁護士
会場: 保険医会館
※相談料無料です
※1週間前までに事前予約申し込みが必要です